

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「明光和親」を企業理念とし、公正明朗を旨とした企業活動により事業を通じて広く社会に貢献する事業体の実現を目指すという理念のもと企業価値の向上を図ることが、全てのステークホルダーの期待に応えるものと認識し、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題としております。

また、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み・指針として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、実効性のあるコーポレートガバナンスの構築に努めてまいります。

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.meiwa.co.jp>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3 CEOの後継者計画】

最高経営責任者(社長)の承継は、経営理念を踏まえて適切に行われており、取締役会において社長に相応しい資質を有するかどうかの十分な審議を経て決定しております。今後は、社長の後継者計画の策定・運用ならびに後継者候補の計画的な育成に関しても、取締役会が主体的に取り組んでいくことを課題とし検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬・株式報酬】

取締役の報酬については、報酬諮問委員会および監査等委員会の提言を尊重した上で、役員報酬制度に基づき取締役会にて決定しております。今後も、中長期的な業績連動や自社株報酬の導入など、より健全なインセンティブが機能する仕組みの構築に向けて、検討してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任】

CEO(社長)の選任は、取締役会において十分な審議を経た上で決定しております。今後は、取締役会が、客観性・適時性・透明性ある手続を明確にし、十分な時間と資源をかけて資質を備えた社長を選任することを課題として検討してまいります。

【補充原則4-10-1 諮問委員会】

当社は、独立社外取締役が取締役の過半数に達しておりませんが、取締役(監査等委員を除く)の選任議案の株主総会への提出の決定に際しては、事前に監査等委員会の意見を聴取した上で取締役会にて審議を行っており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っており、現行の仕組みで適切に機能しているため任意の指名諮問委員会は設置していません。なお、取締役(監査等委員を除く)報酬については、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬諮問委員会を設置し、制度及び個別の報酬額等について審議を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

特定の事項を開示すべきとする原則の開示については、以下のとおりです。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイトに掲載しております。(<https://www.meiwa.co.jp>)

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式については、毎年、取締役会において、個別に保有の目的と保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に検証しており、2021年度は保有する10銘柄全てについて実施した結果、2銘柄について売却を実施いたしました。保有目的が確認された8銘柄についても、再度、保有意義を見極めた上で縮減を検討してまいります。なお、縮減に関する方針及び議決権の具体的な基準については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第一章をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第一章をご参照ください。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、持続的な成長と企業価値の向上には、多様なキャリアによって培われた総合力や専門性を有する人材が重要と考えており、従来より性別・国籍・入社経路に関係なく、能力・実績・将来性を重視する人物本位の人材登用を行っております。現時点では女性管理職は1.7%ですが、女性活躍推進を積極的に進め管理職に登用可能な人材育成を進めております。外国人については、当社グループを支える海外事業会社において約130名の外国人人材が在籍し、すでに管理職ポストの大半を担い活躍しております。また、管理職に占める中途採用者の比率は22.4%であり、多様な経験と知見を当社に活かし競争力を強化するために、今後も必要な人材の確保と管理職登用を進めてまいります。

なお、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第二章をご参照ください。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度の適正な運営を図るため、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、適切に分散した資産配分による運用を行っています。年金資産の運用状況については、財務ならびに人事部門の担当役員、事務担当部門責任者及び担当者が、

四半期毎に運用委託機関より報告を受け管理しています。また、実務担当部門では、関連するセミナーへの出席等により専門性の向上を図っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念・戦略・計画

当社の企業理念ならびに中期経営計画を、当社ウェブサイトに掲載しております。(https://www.meiwa.co.jp)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針

本報告書の「1 - 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役報酬決定の方針と手続

本報告書の「1 - 1. (7) 報酬の額又は算定方針の決定方針の有無」に記載のとおりです。

(4) 取締役選解任・指名の方針と手続

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第三章をご参照ください。

(5) 経営陣の選解任・指名理由

取締役の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴ならびに兼職の状況とともに取締役候補者とした理由を記載しております。

取締役の解任にあたっては、株主総会の解任議案に、解任理由を記載します。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み】

< サステナビリティについての取組み >

サステナビリティを巡る課題への取組みは、収益機会につながる重要な経営課題であると認識し、2021年12月にサステナビリティ基本方針を制定しました。当社の主なサステナビリティへの取組みは以下の通りです。

【環境】各種環境商材の取扱い、リユース・リサイクルへの取組み、環境負荷の低い原燃料・商品開発、ISO14001による環境マネジメントシステムの活用

【社会】労働安全衛生等の業法遵守の徹底、社員にとっての安心・安全な職場環境や働き方の実現

【ガバナンス】取締役会実効性向上、内部監査体制高度化、リスクマネジメント体制強化、積極的な情報開示

< 人的資本への投資 >

当社は「中期経営計画2022」において、連結経営基盤の一層の拡充を図り基本戦略の実行を着実に実行するため、人的資本への投資として、多様な人材の確保と活用 / 人材の育成・強化 / デジタル化推進による労働生産性の向上等の取組みを行っております。

< 気候変動への対応 >

気候変動の影響については、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDに基づき、重要なリスク及び機会を特定しました。引き続き、財務インパクトの精査やリスクへの対策の検討を進めており、適宜開示を行ってまいります。尚、詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。(https://www.meiwa.co.jp)

【原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準・資質】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第四章および別紙1「社外取締役の独立性基準」をご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性・規模】

【補充原則4-11-2 役員の上場会社役員の兼任状況】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第三章及び第四章をご参照ください。

なお、現在の取締役会は、社外取締役6名を含む9名で構成されており、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析・評価】

当社では、1年に1度、取締役会の実効性について分析・評価を実施しており、2022年3月期は、取締役全員を対象とし、取締役会の構成と運営、経営戦略と事業戦略、企業倫理とリスク管理、業績モニタリングと経営陣の報酬、株主等との対話の5項目について、外部機関に依頼してアンケートを実施するとともに、全役員インタビューを実施しました。取締役会にて、結果の分析・報告を行い、現状に対する評価について意見交換を行い、実効性をさらに高めていくための取組みについて審議いたしました。検討の結果、取締役会の実効性は概ね確保できており、特に社外取締役の積極的な審議参加により自由闊達な議論が行われ、取締役会が経営課題への取組みを後押しするための基盤が構築されていることを確認しました。今後は「次期中期経営計画の策定に向け取締役会が戦略的かつ大局的な観点で議論する機会を創出する」、「重点戦略・経営課題に即した取締役会の最適な構成を実現するための取締役の登用・招聘を継続する」、「執行役員のプレゼンテーションの質を向上させ経営の質向上を促す」、「積極的なリスクテイクを促す企業風土への変革を促し次期中期経営計画実現のためのインセンティブ強化のため役員の報酬水準・体系の検討を進める」の4点を重点テーマとして取締役会の実効性を高めるための取組みを行い、経営の質を高め、中長期的な企業価値向上を実現するよう努めてまいります。

【補充原則4-14-2 役員のトレーニング方針】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第四章をご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第五章および別紙2「株主との建設的な対話に関する方針」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	13,806,291	33.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,569,950	13.34
AGC株式会社	3,849,100	9.22
株式会社日本カストディ銀行	207,100	0.50
三菱ケミカル物流株式会社	88,000	0.21
株式会社TVE	76,000	0.18
中西 崇介	71,000	0.17
阪口 博子	57,200	0.14
株式会社アジオカ	50,000	0.12
鶴本 泉	49,200	0.12

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 プライム
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
南 敏文	弁護士													
加附 裕之	他の会社の出身者													
三輪 慧	他の会社の出身者													
岩村 和典	他の会社の出身者													
三尾 伸夫	他の会社の出身者													
後藤 道隆	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南 敏文				南氏は、長年にわたって裁判官を務めており、法令に関する極めて高い見識と豊富な経験を有しております。取締役就任後は、法令に関する事項はもとより、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただいております。引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、独立性基準にも抵触しないため、独立役員として指定しております。
加附 裕之			加附氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定していません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.08%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。	加附氏は、長年にわたる三菱商事株式会社における業務執行を通じて、商社の化学品関連事業に関する幅広い経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員でない社外取締役として選任しております。
三輪 慧				三輪氏は、中国において弁護士として活躍された後、企業内弁護士として複数の企業において、法務、海外M&A、コーポレート・ガバナンス等の分野で豊富な経験を有しております。また、NPO法人日中ハイテック促進機構の創設に参画し、機構の活動を通して20年以上に亘り日中交流活動に関わっております。これらを通じて得た豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営を監督していただくとともに、特に当社グループの重要エリアである中国関連についての的確な提言を期待し、監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、独立性基準にも抵触しないため、独立役員として指定しております。
岩村 和典			岩村氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスにおいて監査業務に携わっておりますが、同社と当社との間に取引関係はありませんので、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定していません。	岩村氏は、長年にわたる三菱ケミカル株式会社における業務執行を通じて化学品関連の事業に精通しているとともに、経営を監督する監査役や補助業務や監査役の経験により、豊富な経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
三尾 伸夫			三尾氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定していません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.08%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。	三尾氏は、長年にわたる三菱商事株式会社における業務執行を通じて、商社の財務及び会計関連業務に精通しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

後藤 道隆		後藤氏は、AGC株式会社の業務執行に携わっており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.12%であり、独立性基準には抵触せず、株主や投資家の判断に影響を及ぼすおそれは無いと判断することから、概要の記載を省略します。	後藤氏は、長年にわたるAGC株式会社における業務執行を通じて、財務及び会計業務に精通しております。これらを通じて得た経験と知識を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しており、独立性基準に抵触しないため独立役員として指定しております。
-------	--	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人(以下「補助使用人」)を配置しております。補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、代表取締役が監査等委員会または常勤の監査等委員と協議のうえ決定することとしております。補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については、監査等委員会または常勤の監査等委員と事前協議のうえ実施することとしており、執行部門からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、緊密な連携を図ります。また、監査等委員会は、コンプライアンスやリスク管理の状況等について、コンプライアンス委員会及び所管部門等から、定期的または必要に応じて報告を受けます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	1	1	4	0	0	社内取締役

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任体制を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。委員は、3名以上、その過半数は社外取締役と定めており、今年度の委員は2022年6月24日開催の取締役会において、吉田毅代表取締役社長が委員長に、独立役員である南敏文、後藤道隆、三輪慧の各取締役、加附裕之社外取締役が選定されております。委員会は、原則として年4回開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び取締役でない執行役員の報酬の水準や制度等に関して、取締役会に対し提案、助言または提言を行うとともに、業務執行取締役及び取締役でない執行役員の業績と定性面について個別に評価を行います。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドラインに定める「社外取締役の独立性基準」の要件を充たす社外取締役は、全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬は、基本報酬と前期の業績に基づく業績連動報酬によって構成されております。業績連動報酬は、親会社株主に帰属する連結当期純利益、中期経営計画の事業戦略の達成状況等を指標に、報酬諮問委員会が個別に評価し取締役会にて決定しております。中長期的な業績連動や自社株報酬等は導入しておりませんが、健全なインセンティブが機能する仕組みを検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

2021年度の実績の取締役の報酬等の総額は、取締役（監査等委員であるものを除く）6名に対し70百万円、監査等委員である取締役5名に対し40百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)基本方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員の協議により定めており、その役割、職務の内容に鑑み、常勤および非常勤を区分し決定することとしております。

(2)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬とし、職務の内容および当社グループの業績、他社水準、従業員給与の水準等を考慮し総合的に勘案し、取締役会の諮問を受けた報酬諮問委員会が検討を行い、取締役会が報酬諮問委員会の答申を踏まえ役位に応じて決定することとしております。

(3)業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの目標達成により企業価値を向上させる意識を高めるため、目標の達成度合いの評価を反映した現金報酬とし、会社業績および個人別の評価に応じて算出された額を12等分して基本報酬に加算し月例で支給することとしております。目標となる業績指標とその値は、親会社株主に帰属する当期純利益等の財務指標と非財務指標とし、経営計画と整合するよう毎年個人別に設定し、報酬諮問委員会の審議を経て代表取締役社長が決定することとしております。

(4)基本報酬と業績連動報酬の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績指標の実績が高くなるほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な割合について報酬諮問委員会が検討を行うこととし、取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ、種類別の報酬割合を決定することとしております。

(5)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が一部について委任を受けるものとし、その内容は、各業務執行取締役の業績指標の達成度合いによる業績連動報酬に係る評価としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬については報酬諮問委員会に諮問し答申を得るとともに、監査等委員会の意見を聴取することとしております。上記の委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会による答申の内容および監査等委員会の意見に従って決定をしなければならないこととしております。

(6)任意の報酬諮問委員会に関する事項

取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に報酬諮問委員会を設置し、同委員会は、取締役会の諮問に応じて取締役の報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して提案、助言または提言を行うこととしております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員でない社外取締役に対しては取締役会事務局が、監査等委員の社外取締役に対しては監査等委員会事務局が、それぞれサポートしております。全ての社外取締役に対し、取締役会等の主要会議に係る開催案内及び資料の事前配布を行い、必要に応じて内容の事前説明を行うとともに、必要な情報については都度、報告を行っております。加えて、監査等委員である社外取締役には、監査等委員会・会計監査人監査報告会・決算概要説明会等の開催案内及び資料の事前配布を行い、経営会議等の審議結果や必要な情報については、都度、常勤の監査等委員ならびに監査等委員会事務局より報告を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

社内取締役を退任した方については、取締役会において顧問に選定できることとしており、任期は1年間となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会を置く監査等委員会設置会社であり、取締役9名(うち、監査等委員である取締役4名)のうち6名(うち、監査等委員である取締役3名)を社外より選任し、社外取締役として当社の経営に対し有益な意見や率直な指摘を頂くことで、経営監督機能の強化に努めております。また、定款の定めに基づき取締役会で決議することにより、取締役への重要な業務執行の決定の委任を図り、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行の迅速化を図る体制としております。

(2) 取締役会の活動の状況

取締役会は、毎月1回開催されており、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、豊富な業務経験と、社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定と経営監督を行いモニタリング機能の強化を諮っており、直近1年においては、取締役全員が100%出席しております。

(3) 各種委員会の設置及び活動の状況

コーポレート・ガバナンス体制を補完するため、報酬諮問委員会、コンプライアンス委員会、内部統制事務局、安全保障貿易管理委員会等を設置しております。報酬諮問委員会は、1.(4)口に記載のとおりです。コンプライアンス委員会は、取締役会で社内取締役から選定されたコンプライアンス統括責任者を委員長として、業務部門管掌取締役、総務人事部長、監査部長で構成しており、コンプライアンス体制の確立・浸透・定着・強化を図っております。内部統制事務局は、取締役会で社内取締役から統括責任者を選定し、金融商品取引法に係る内部統制を整備・維持・向上するため、必要な手続きの整備・運用・評価を適切に実施するための管理を行っております。安全保障貿易管理委員会は、取締役会で社内取締役から委員長を選定し、国際的な平和及び安全の維持管理を目的とする安全保障貿易管理を適切に実施するために輸出取引等の管理を行っております。

(4) 内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄の組織である監査部9名が、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを、当社及び当社グループ会社に対する業務監査により確認しており、監査計画及びその結果を定期的に社長及び監査等委員会に報告し、監査結果の重要な事項については取締役会に報告します。また、金融商品取引法に定める内部統制システムの評価を行っており、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告します。

(5) 監査等委員会の活動の状況

当社の監査等委員会は、取締役4名で構成されており、このうち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員会の活動の実効性の確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員1名を置き、常勤の監査等委員は毎月2回開催される経営会議の他、重要な会議に出席し、経営の執行状況を厳正に監視するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視を通じて、取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、業務執行が適正に遂行されているかどうかを監査しております。監査等委員会は、監査部及び会計監査人と定期的に情報及び意見の交換を行い、監査結果の報告を受け、緊密な連携を図ります。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理の状況等について、コンプライアンス委員会及び所管部門等から、定期的または必要に応じて報告を受けます。また、監査等委員会の業務をサポートするため、監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の円滑な職務遂行を支援します。

(6) 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を、有限責任監査法人トーマツと締結しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。なお、2022年3月期において業務を執行した公認会計士及び会計監査業務に係る補助者の構成については、業務を執行した公認会計士は指定有限責任社員・業務執行社員の太田貴也氏及び辻伸介氏の2名、執行社員以外の監査従事者は公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他8名です。会計監査人は、財務報告に係る内部統制やコーポレートガバナンスに関する取組み等について、担当取締役と定期的に意見交換を行うこととしております。

(7) 社外取締役

当社は、客観的な立場から豊富な見識や幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言と監督をいただくため、取締役9名のうち6名(うち、監査等委員である取締役が3名)を社外から選任しております。これらの社外取締役については、本人と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。これらの社外取締役は、いずれも当社経営陣から独立した立場で、経営の監督あるいは監査を行っております。また、取締役会において、コンプライアンスやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用状況及び内部監査結果の報告を受け、適宜意見を述べております。また、監査等委員である社外取締役は、常勤の監査等委員、監査室及び会計監査人と連携をとって監査を行うこととしており、経営の健全性・適正性の確保に努めております。

なお、当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、8百万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスの強化のため様々な施策に取り組んでまいりましたが、取締役会において議決権を有する社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、業務執行の適法性ならびに妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現するとともに、取締役会の適切な監督のもとで業務執行の迅速化を図り効率的・機動的な意思決定を行うため、代表取締役をはじめとする業務執行取締役への権限委任が可能となる監査等委員会設置会社制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に株主総会招集通知を発送しており、2022年6月24日に開催した株主総会招集通知は、6月3日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年11月24日開催の取締役会において、定時株主総会は毎年6月の第4金曜日に開催することとし、当該日が28日の場合は、前週の21日の開催とする方針を決議しております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月25日に開催した定時株主総会より、パソコンまたはスマートフォン等によるインターネット議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2021年6月25日に開催した定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び参考書類の全文を、東京証券取引所及び当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。
その他	株主総会招集通知の全文を、発送日前に東京証券取引所及び当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。2022年6月24日開催の株主総会招集通知は、6月1日に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基本方針を定め、当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算および第2四半期決算について、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。2022年3月期の第2四半期決算説明会を2021年11月11日に、通期決算説明会を2022年5月25日に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書を始め、投資家の参考になる情報を当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部をIR担当部門とし、コーポレート部門長が内部情報取扱責任者を務めております。	
その他	コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて株主との建設的な対話に関する基本方針を定め、当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念及びコーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーの権利・立場を尊重することを明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2002年5月に環境ISO14001を取得し、以降、環境保全活動を継続するとともに、企業を取り巻く社会的責任を果たすため、適切なコンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基本方針を定め社内に周知徹底するとともに、当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しております。取締役会で決議した基本方針は、以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

イ) 取締役会は、法令、定款、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」及び「取締役会規則」等に従い、重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

ロ) 取締役は、取締役会が決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規定に従い、業務執行を行う。

ハ) 監査等委員である取締役は、「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) コンプライアンス

イ) 取締役、執行役員及び使用人は、企業理念である「明光和親」及び「役員行動規範」に則り行動する。

ロ) コンプライアンス担当役員(統括責任者)、コンプライアンス委員会、コンプライアンス部門責任者及びコンプライアンス事務局を設置、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、連結グループでのコンプライアンス体制の充実に努める。

ハ) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するとともに、各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。

ニ) 反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶する。

(3) 財務報告

イ) 財務報告に係る内部統制担当役員(統轄責任者)、部門責任者を設置するとともに、法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成に係る社内規定を整備し、財務情報の適正かつ適時の開示体制の強化に努める。

ロ) 財務報告に係る内部統制事務局を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況について改善を図る。

(4) 内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は「内部監査規定」に基づき各組織・子会社の業務全般に関し、法令、定款及び社内規定の遵守状況と合理性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令、「文書取扱規定」、「文書保存基準」及びその他の社内規定に従い、株主総会議事録及び取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を適切に保存・管理し、常時、閲覧することができる。また、会社の重要な情報の開示を所管する部署を設置し、取締役は、開示すべき情報を収集し法令等に従って適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの種類、類型毎の管理責任部署を設置し、管理方法を社内規程等で定め、体制を整備するとともに、必要に応じて社内委員会等を設置する等、リスク管理体制及び管理手法を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会

取締役は実質的な討議を可能とする人数とし、取締役会は取締役の職務執行が経営者として効率性を含め適正に行われていることを監督する。

(2) 執行役員制

取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会が決定し委任された職務を執行する。

(3) 事業部門制

事業部門制を採用し、各事業部門には部門長を置き、法令、定款及び社内規定等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、事業部門ごとに目標を設定し達成度を取締役会において検証することにより、経営管理を行う。

(4) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を行うため、社内規定を整備し各役職者の権限及び責任を明確化する。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告の体制

イ) 子会社毎に主管部署を定め、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し業務の適正を確保する。

- ロ)「事業投資管理規定」を定め、子会社の経営上の重要事項に関しては、原則として当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
- ハ)当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として当社が直接保有する子会社に経営管理及び経営指導にあたらせ、業務の適正が確保されるよう努める。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の主管部署は、子会社がリスクに対する管理方法を社内規程等で定める他、リスク管理体制及び管理手法の整備を促進し、リスク管理体制の充実に努める。
- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の主管部署は、事業年度毎に子会社の事業計画を策定し、計画達成のために子会社の経営管理及び経営指導に当たる。
- (4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ)子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、子会社において職務執行の監督及び監査を行うことにより、子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう努める。
- ロ)子会社の主管部署は、各社に適した規定を設置し当社と同水準で各社に適したコンプライアンス体制の構築に努める。
- ハ)子会社の業務活動全般は、当社監査部による内部監査の対象とする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1)補助使用人の設置
監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人(以下「補助使用人」)を配置する。
- (2)補助使用人の人選
補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会または常勤監査等委員と協議のうえ決定する。
- (3)補助すべき取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 監査等委員会の補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)補助使用人への指揮命令権
補助使用人は、監査等委員会の職務に関し監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- (2)補助使用人の人事事項
補助使用人の異動・評価・懲戒等の人事事項については、監査等委員会が同意権を有し、事前に常勤監査等委員と協議を行うものとする。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1)職務執行状況の聴取
監査等委員は、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役や使用人から職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2)取締役による報告
取締役は、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項については、直ちに監査等委員会に報告する。
- (3)使用人による報告
使用人は、当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等について、直接、監査等委員に報告することができる。
- (4)子会社の報告
イ)子会社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に当該子会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等を直接報告することができる。
ロ)当社の取締役及び使用人は、子会社の役員から著しい損害を及ぼす可能性がある事実等の報告を受けた場合は、監査等委員会に報告する。

9. 監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定し、周知徹底する。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行において生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保する。措置を行い、監査等委員会の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査の環境整備
「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行う。
- (2)内部監査部門
監査等委員会は、社長直轄の内部監査部門である監査部に監査の指示を行うことができるとともに、監査部の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき密接な情報共有及び連携を図る。
- (3)会計監査人
監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。
- (4)コーポレート部門
監査等委員会は、コーポレート部門その他の各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して断固たる態度で対応することとし、以下の体制を整備しております。

- (1)従業員の反社会的勢力への意識を高めるため、「役職員行動規範」にその旨を定め、周知徹底を図っております。
- (2)反社会的勢力との取引を遮断するため寄付や団体加入、図書・出版物の購入については規定を定め、内部監査を実施することにより遵守状況の確認を行っております。
- (3)管轄警察署、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携のもとに対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

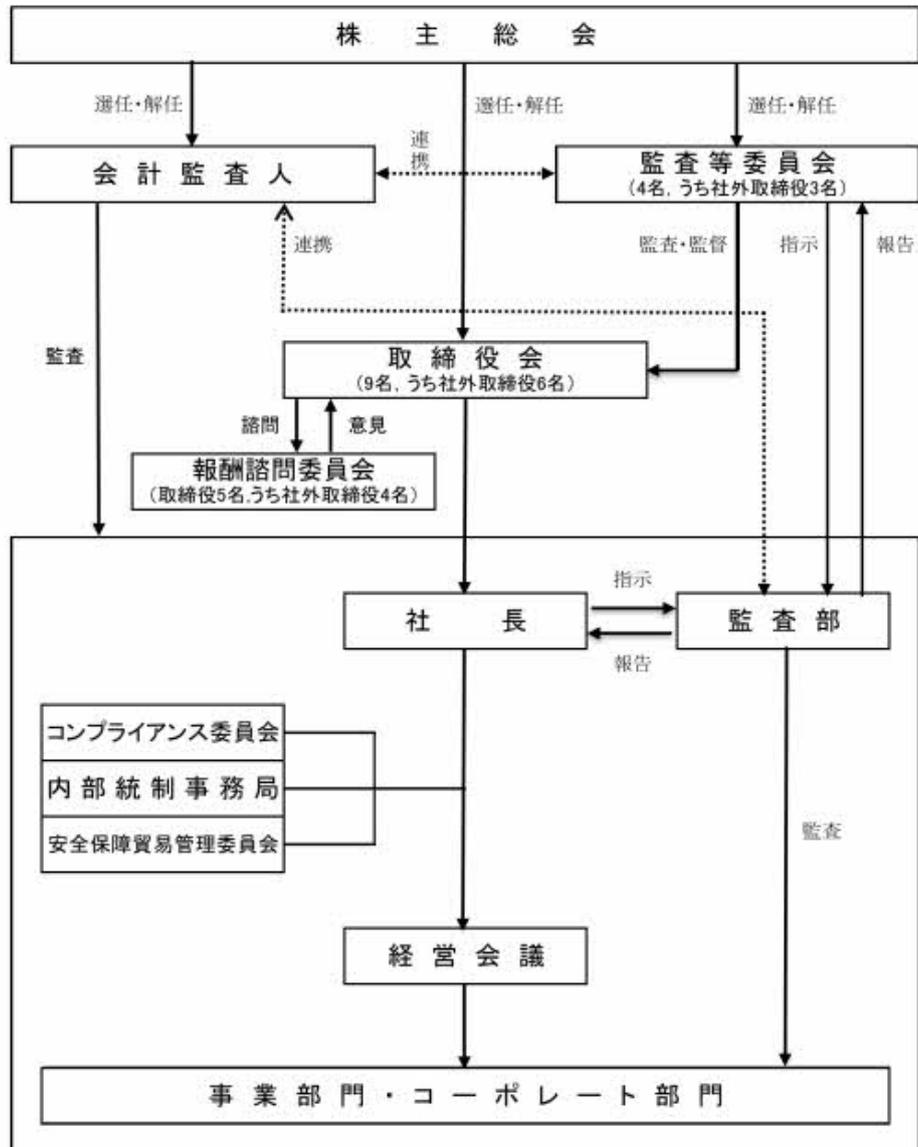
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、内部情報管理に関する規定を基に内部情報取扱責任者を設置し、子会社も含めた当社グループの情報の一元的管理と適時開示の体制を整え、情報開示に当っては東京証券取引所が定める開示基準を準用して開示項目・内容を明確にするとともに、金融商品取引法その他関連法規ならびに諸通達を遵守して、迅速・正確かつ公正な開示を行うよう定め運用しております。

また、社内におけるチェック機能として、社長直轄の監査部が設置されており、情報開示プロセスを初め内部統制全般について定期的な内部監査を実施しております。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制】

